

魚津市告示第10号

令和6年能登半島地震における災害見舞金支給要綱を次のように定める。

令和6年1月26日

魚津市長 村椿 晃

令和6年能登半島地震における災害見舞金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震（気象庁により令和6年1月1日に令和6年能登半島地震と名称を定められた地震のうち、令和6年1月1日に発災した地震及びその余震をいう。以下同じ。）により市内で被災し、住家に損傷が生じた世帯に対し、令和6年能登半島地震における災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することにより、市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 現実に居住のため使用している建物の全てをいう。
- (2) 全壊 災害の被害認定基準について（令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）別紙の住家全壊（全焼・全流出）をいう。
- (3) 大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊 災害の被害認定基準について別紙の大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊をいう。
- (4) 全半壊 令和6年能登半島地震によって生じた住家の損傷であって全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊に該当するものをいう。
- (5) 一部損壊 令和6年能登半島地震によって生じた住家の損傷であって全半壊以外のものをいう。

(見舞金の支給額)

第3条 見舞金の支給に係る住家の損傷の区分及び見舞金の支給額は、次のとおりとする。

住家の損傷の区分	見舞金の支給額
----------	---------

全壊	100,000 円
大規模半壊、中規模半壊、半壊	50,000 円
準半壊	30,000 円
一部損壊	20,000 円

- 2 前項の一部損壊については、当該住家の当該一部損壊に係る箇所の修繕、解体又は処分（以下「修繕等」という。）に要する経費が100,000円以上の場合に限る。

（支給対象）

第4条 見舞金の支給対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者により構成される世帯の世帯主であって、次の各号の全てに該当する者とする。この場合において、1棟の住家において次の各号の全てに該当する世帯主が複数存在する場合には、当該住家につき1名の世帯主のみを支給対象者とする。

（1） 令和6年1月1日時点で住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されており、市内に現に居住していること。

（2） 令和6年能登半島地震により自らが居住する住家（所在地が本市の区域内のものに限る。）に損傷が生じたこと。

（3） 令和6年1月1日時点の住民基本台帳上において、世帯主であること。

（4） 第2号の住家を世帯主自ら、世帯主と同一世帯に属する者又は世帯主の親族（民法（明治29年法第89号）第725条に定める親族をいう。以下「世帯主等」という。）が所有していること。

- 2 一部損壊の支給対象者については、前項全てに該当する者で、令和6年能登半島地震によって生じた当該住家の損傷について、世帯主等が修繕等を行うことを確約するものであること（既に世帯主等が修繕等を行った場合も含む。）。

（支給申請等）

第5条 見舞金の支給申請は、令和6年能登半島地震における災害見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に行うものとする。

（1） 申請する住家が全半壊の場合 当該住家に関するり災証明書

（2） 申請する住家が一部損壊の場合 当該住家に関するり災届出証明書及び当該住家の当該一部損壊に係る箇所の修繕等に要する経費が確認できる書類

- 2 前項の申請は、1世帯主につき1棟の住家のみ行うことができる。

- 3 第1項の申請期限は、令和6年3月29日までとする。

- 4 第1項の申請の際に当該申請者が申請に係るり災証明書又はり災届出証

明書（以下「り災証明書等」という。）の申請又は届出を行っていないときは、市長は、当該申請者の同意を得て、見舞金の支給申請に併せて当該申請者に係るり災証明書等の申請又は届出を行うことができる。

5 前項のり災証明書等の届出において、市長は、申請者からの写真等の添付に代えて申請者が提示した写真等を職員に電子機器により記録させるその他の簡易な手法により住家の損傷の程度を確認できるものとする。

6 市長は、見舞金の円滑な支給申請及び支給のため、別に定めるところにより、電子申請により第1項の申請を行うことができる体制を整備する。
（支給決定等）

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、申請に係る対象者の適否及び住家の損傷の程度を確認し、見舞金の支給の可否を令和6年能登半島地震における災害見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。この場合において、申請者があらかじめ同意したときは、市長は、見舞金の支給に係る決定通知書の申請者への送付を行わないことができるものとする。

2 市長は、前項の規定により見舞金を支給することとした申請者に対し、速やかに見舞金を支給する。
（報告及び検査）

第7条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者その他の関係者に対し、必要な報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は市の職員をして関係者に対して質問させる措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じた場合において、なお必要があると認めるときは、市の職員をして必要な検査を行うことができる。
（見舞金の支給の取消し）

第8条 市長は、見舞金の支給に係る決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたことその他不適當な申請であることが判明した時は、見舞金の支給に係る決定を取り消すものとする。この場合において当該決定を受けた者が既に見舞金の支給を受けているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。
（その他の見舞金との支給調整）

第9条 魚津市災害等見舞金支給要綱（平成22年魚津市社第866号）の災害等見舞金は、令和6年能登半島地震においては支給しないものとする。
（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の施行前に第6条第1項による支給決定を受けている者に係る第7条及び第8条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

魚津市長

宛

申請者

現在の住所	
氏名	㊟
連絡先（電話番号）	

令和6年能登半島地震における災害見舞金の支給を受けたいので、令和6年能登半島地震における災害見舞金支給要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

【申請に関する事項】

1 住家に被害を受けた原因	令和6年能登半島地震		
2 住家に被害を受けた日	令和6年1月1日		
3 被害を受けた住家の所在地	魚津市		
4 申請者の住民票での住所 (令和6年1月1日時点)	<input type="checkbox"/> 同上		
5 住民票の世帯主名 (令和6年1月1日時点)	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
6 被害を受けた住家の所有者 (令和6年1月1日時点)	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者以外（同一世帯員又は親族のみ） 住 所 _____ 氏 名 _____ 申請者との続柄 _____		
7 住家の被害の程度及び災害見舞金の支給申請（請求）する額	該当する箇所に○を記入	住家の損傷の程度	見舞金の支給申請する額
	<input type="checkbox"/>	全壊	100,000円
	<input type="checkbox"/>	大規模半壊	50,000円
	<input type="checkbox"/>	中規模半壊	50,000円
	<input type="checkbox"/>	半壊	50,000円
	<input type="checkbox"/>	準半壊	30,000円
<input type="checkbox"/>	一部損壊	20,000円	

備考

- 1 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊で申請する場合は、り災証明書を添付して下さい。
- 2 一部損壊で申請する場合は、り災届出証明書及び見積書等を添付して下さい。

【振込先の口座情報】

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
口座名義（カナ）			

備考

- 1 申請者ご本人の口座情報を記入して下さい。
- 2 振込先の口座情報が確認できる書類を添付して下さい。

【一部損壊で申請する場合における確認事項】

- 1 この災害見舞金を申請する当該住家は、今後、修繕等の必要な処置を講じますか。

はい ・ いいえ ・ 既に処置を講じた

備考

- 1 一部損壊で申請する場合のみ記入して下さい。
- 2 「いいえ」の場合は、本見舞金は支給されません。

【調査同意】

- 1 本見舞金の支給決定に必要なときは、所有者の固定資産課税台帳の情報等について、担当職員が調査することに同意する。

所有者住所 _____

所有者名 _____

【り災証明書等の委任】

- 1 令和6年能登半島地震における災害見舞金支給要綱第5条第4項の規定により、当該被害を受けた住家に係るり災証明書等の申請又は届出について、本見舞金の使用目的に限り、担当職員に委任する。

所有者住所 _____

所有者名 _____

【決定通知書の送付に関する確認事項】

- 1 決定通知書の送付を希望しますか。

はい ・ いいえ

魚津市指令 第 号

住 所
氏 名

令和6年能登半島地震における災害見舞金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和6年能登半島地震における災害見舞金支給について、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



記

1 支 給

支給決定対象者氏名

災害見舞金の支給額

2 不 支 給

不支給の理由